

令和 2 年度 事業報告の附属明細書

令和 2 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和 3 年 5 月 1 8 日

公益財団法人高岡地域地場産業センター

理 事 長 高 橋 正 樹